



質問

警察から組合員等に関する問い合わせがありました。捜査等への協力依頼に対してどのように対応すべきでしょうか。この場合、本人の同意を得る必要がありますか。

マンション管理業における 個人情報保護ガイドライン（平成 26 年 6 月） 管理実務 Q&A より



回答

警察の協力要請が刑事訴訟法第 218 条に基づくものであれば、個人情報保護法第 23 条（第三者提供の制限）第 1 項第一号の「法令に基づく場合」または第四号の除外事項「国の機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力が必要な場合であって本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当しますので、本人の同意は不要です。

なお、協力要請が刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査等への任意協力の場合も同号に該当するものと思われますが、書面の交付の有無等、事情を総合的にふまえた上での個別の判断が必要となります。

また、マンション管理適正化法第 80 条では、「マンション管理業者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」として、管理業者の守秘義務を定めています。従って、提供にあたっては、同法の「正当な理由」に該当するかどうかの判断が個別に必要となります。管理組合に帰属する情報の提供に当たっては、管理組合に相談の上、その指示に従うべきです。

【参考】刑事訴訟法（抜粋）

第 197 条

捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

② 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第 218 条

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができる。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

【参考事例】

法令関係 → 個人情報保護法に関する事項 → 個人情報保護法 23 条(第三者提供の制限)

弁護士から、組合員の個人データの提供を求められましたが、提供しても問題はありませんか。(Q0113)

税務署から、組合員の個人データの提供を求められました。提供しても問題はありませんか。(Q0135)

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。